

令和6年4月2日

お客さま各位

株式会社東和銀行

渉外担当者による集金等を目的とした訪問業務の廃止のお知らせ

当行は、渉外担当者による集金等の業務を抜本的に見直すことといたしまして、誠に勝手ではございますが、渉外担当者が行っている以下の業務につきましては、原則取扱いを廃止させていただきます。

- ① 現金等（小切手・手形を含む）を普通預金や当座預金、または定期積金や積立式定期預金等に入金するためにお客さまを訪問する業務

※ 集金扱いによる定期積金・積立式定期預金のご契約されているお客さまに対しましては、満期日までは訪問を継続させていただきます。満期後新たに定期積金・積立式定期預金のご契約を希望されるお客さまにおかれましては、普通預金等からの自動振替によるご契約をお願いいたします。

- ② 現金等（小切手・手形を含む）によるお振込や各種税金および公共料金のお支払い等のためにお客さまを訪問する業務

渉外担当者は、集金等を目的とした訪問業務は廃止させていただきますが、ご相談やご依頼ごとがございましたら引き続き訪問させていただきますので、お気軽にお問合せください。

お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、弊行は今後もお客さまのニーズに合ったさまざまな金融サービスを提供させていただきますので、お客さまのお役に立てられるよう努めてまいります。

以上